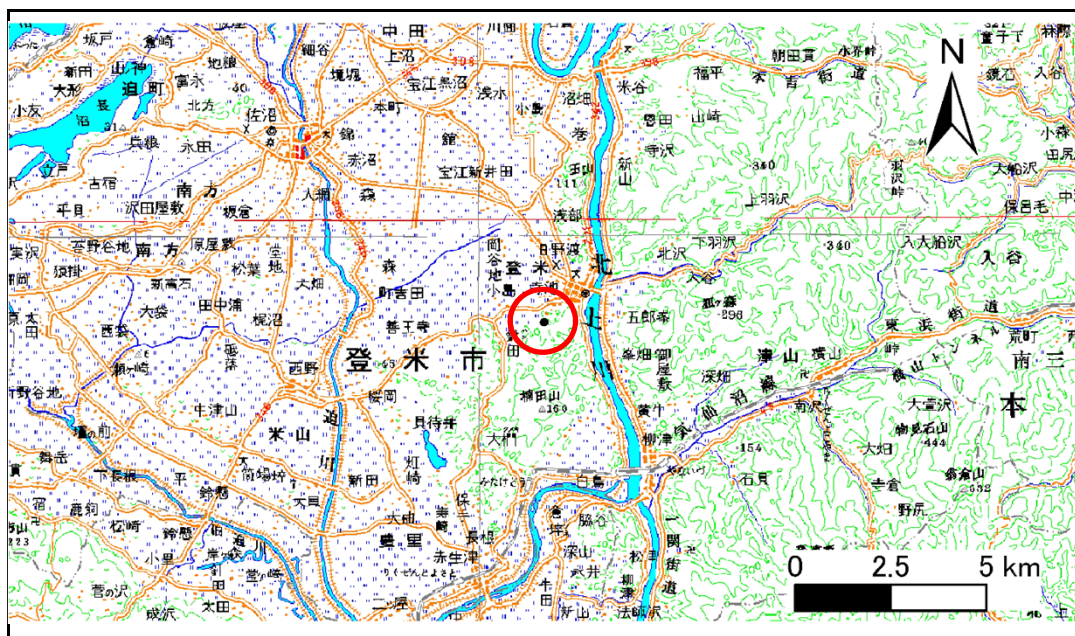


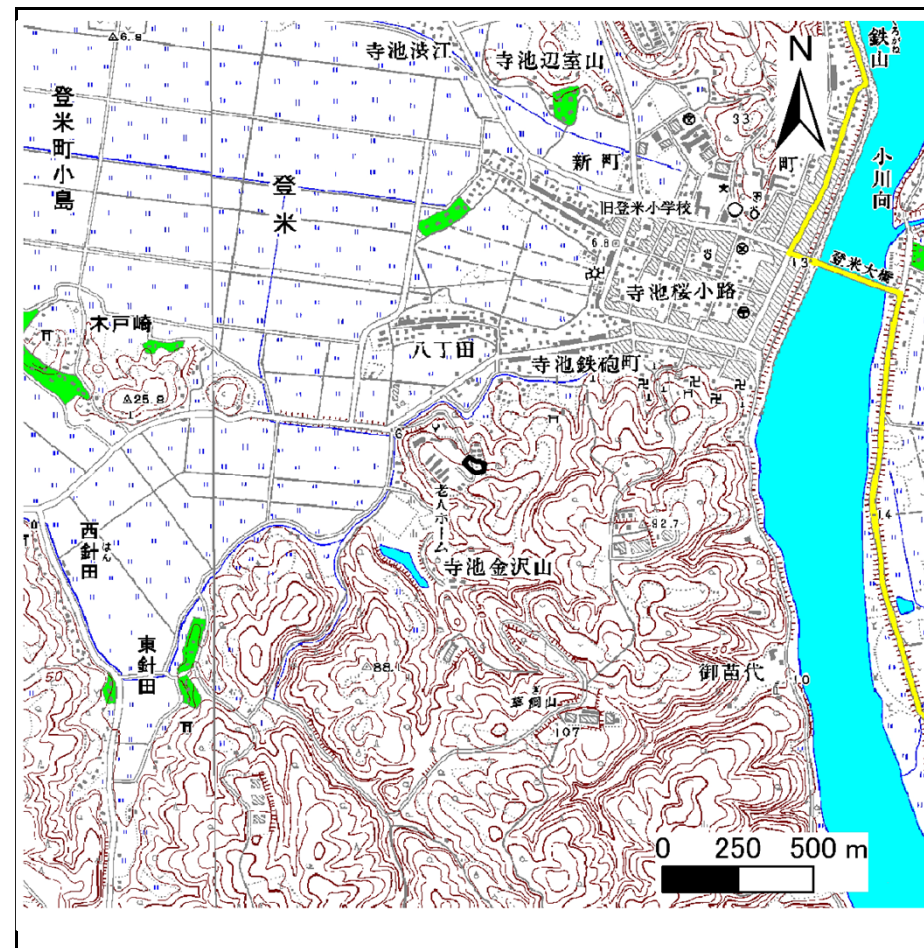
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第429号
告示年月日	平成25年5月10日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1236-1(1311001236)
箇所名	金沢山
所在地	登米市登米町字寺池金沢山
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 1/25000

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23東複、第48号)

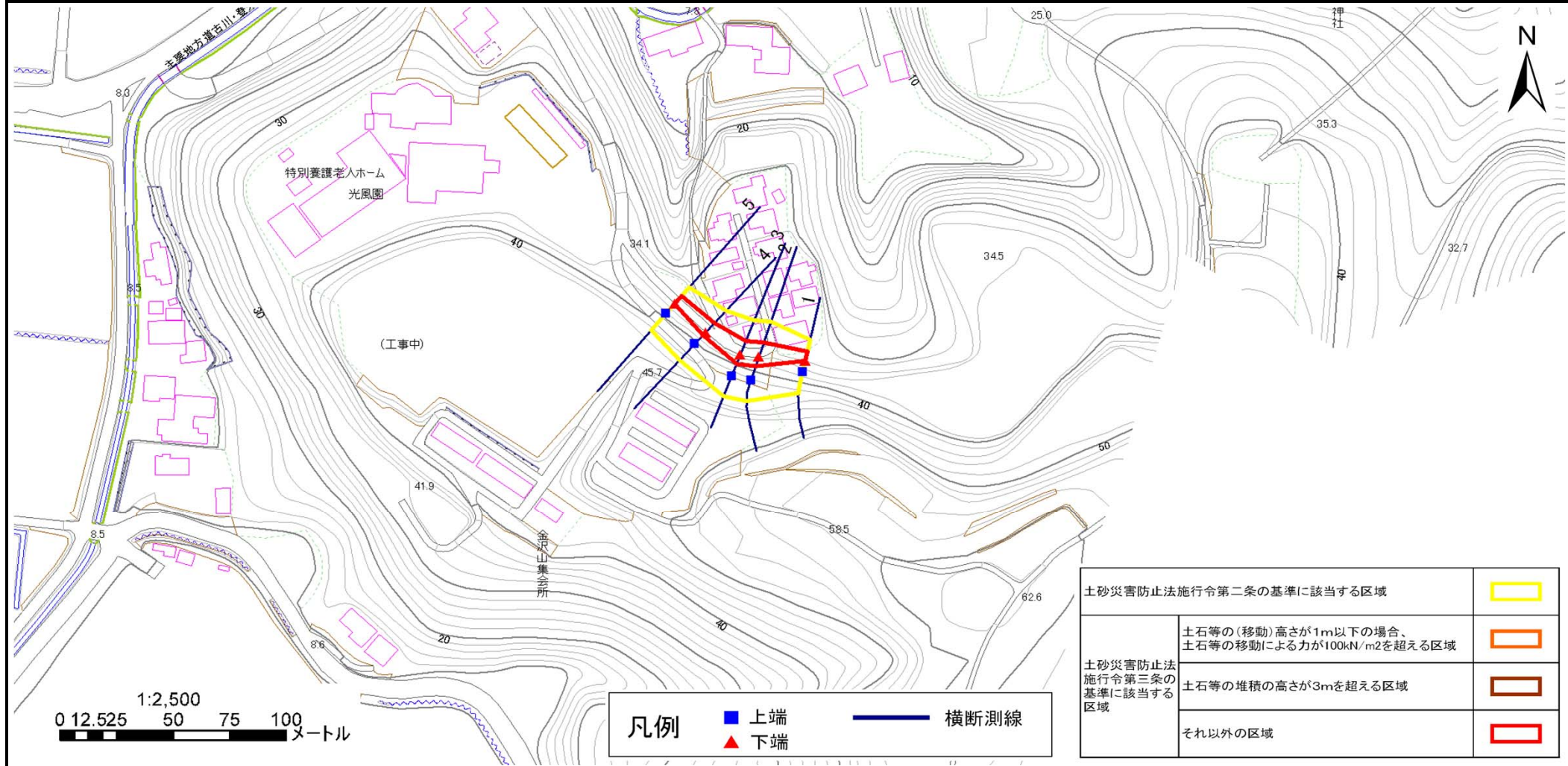
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第429号
告示年月日	平成25年5月10日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域設定図

調査年度	平成22年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1236-1(1311001236)	箇所名	金沢山	所在地	登米市登米町字寺池金沢山
---------	------	------------------------	-----	-----	-----	--------------



土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	■
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	■
	■
それ以外の区域	■

凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第429号
告示年月日	平成25年5月10日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1236-1(1311001236)		箇所名	金沢山		所在地	登米市登米町寺池金沢山					
---------	------	------------------------	--	-----	-----	--	-----	-------------	--	--	--	--	--

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	87.4	1.0	-	-	9.6	1.9	~								
2 ~ 3	-	-	87.6	1.0	-	-	9.0	1.8	~								
3 ~ 4	-	-	87.6	1.0	-	-	9.4	1.9	~								
4 ~ 5	-	-	71.5	1.0	-	-	9.4	1.9	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								